

予防・健康づくり推進優良組合厚生労働大臣認定・表彰制度実施要綱

令和7年10月14日制定

1. 制度の趣旨、目的

本制度は、健康保険組合等による予防・健康づくりをさらに推進するため、加入者の健康課題に応じた保健事業に取り組み、保健事業の発展向上に積極的に貢献し、加入者の予防・健康づくりの功績が顕著な健康保険組合等を予防・健康づくり推進優良組合として厚生労働大臣が認定・表彰及び公表することで、その功績をたたえるとともに、併せて今後における健康保険組合等加入者の予防・健康づくりの一層の推進に寄与することを目的とする。

2. 認定及び表彰の基準

予防・健康づくり推進優良組合の認定及び表彰は毎年度実施するものとし、その対象は、健康保険組合等による保健事業の発展向上に積極的に貢献している者で、それぞれ次のいずれにも該当するものとする。

<認定>

- (1) N年度の認定は、N－2年度の健康保険組合・共済組合・全国土木建築国民健康保険組合を対象とする後期高齢者支援金の加算・減算制度において、総合評価指標の必須項目を満たしており、かつ総合評価指標の合計点数が上位100位以内の保険者とする。
- (2) ただし、保険者種別（総合健康保険組合等、単一健康保険組合、共済組合）ごとに、保険者数の比率^(※)に応じて認定対象組合数を配分する。
※比率 ＝ 保険者種別組合数 ÷ 被用者保険者総数
- (3) 点数の同率が発生した場合は、保険者種別ごとに同率の組合を全て認定することとし、101組合以上の認定があることを認める。

<表彰>

- (1) 健康保険組合・共済組合・全国土木建築国民健康保険組合を対象とする後期高齢者支援金の加算・減算制度において、総合評価指標の合計点数が保険者種別ごとに上位5位以内の保険者とする。

3. 認定及び表彰の主体

厚生労働大臣が行う。なお、認定及び表彰に関する事務は、保険局保険課において行う。

4. 認定の有効期間等

認定が行われた日（N－1年度中的一天とする）から、当該日の属する年の翌年度の3月末日（N年度末日）までを、「N年度 予防・健康づくり推進優良組合」の認定の有効期間とする。

5. 認定マーク

認定を受けた保険者は、別紙1の認定マーク使用規程に基づき、認定マークを次に例示されるような用途などに幅広く使用できるものとする。

- 商品、役務又は広告
- 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
- 営業所、事務所その他事業場における掲示
- インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- 労働者の募集用に供する広告又は文書

6. 認定結果の通知

2により認定を行った場合、4に定める有効期間を付して、「予防・健康づくり推進優良組合認定通知書」（様式第1号。以下「認定通知書」という。）を交付する。

7. 認定の効果

認定を受けた保険者は、保険局保険課が実施する保険者による予防・健康づくりに関連した保健事業の補助事業等において、採択保険者の事業を応募するにあたり、選定の評価基準の要素として加算対象とされるものとする。

8. その他

<国の栄典等との関係>

- （1）春秋叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者に対しては、表彰を行わないものとする。
- （2）同一の事由で、紺綬褒章を受けた者に対しては、表彰を行わないものとする。
- （3）表彰を行うに当たっては、（1）及び（2）に定めるもののほか、国の栄典又は他府省との均衡を失しないよう配慮するものとする。

<その他>

本要綱に定めのない事項について特に運営上の疑義が生じた場合には、他に定める類似の厚生労働大臣認定・表彰制度を参考の上、決定する。

厚生労働省 予防・健康づくり推進優良組合 認定マーク使用規定

必ず当使用規定とマークデータ全種をセットでご対応ください。

使用規定は、マーク使用時の基本ルールを定めています。

マーク使用時は使用規定をよく理解し、その範囲内で適切にご利用ください。

特例的な使用方法は認められません。

- マークデータの二次加工やデジタルデータのための受け渡しは禁止です。
- データは用途に合わせてご使用ください。
 - 【 ai 】 CMYK カラーの印刷用データです。主に印刷物などで使用してください。
 - 【 jpg 】 RGB カラーの画像データです。主にデジタル表示やオフィス系アプリ（PowerPoint 等）で使用してください。
 - 【 png 】 RGB カラーの画像データです。背景が透過されているため、Web や動画などで使用してください。
- 不適切な使用が確認された場合、表示方法の変更や使用停止をお願いする場合があります。ご了承ください。

基本マーク（タテ・ヨコ）

カラー



予防・健康づくり
推進優良組合

シンボルマーク

ワードマーク

モノクロ



予防・健康づくり
推進優良組合



予防・健康づくり
推進優良組合

シンボルマーク

ワードマーク



予防・健康づくり
推進優良組合

色指定

マークの色はカラーを基本としますが、モノクロも使用可能です。



予防・健康づくり
推進優良組合



RGB R:132 G:204 B:203
CMYK C:50 M:0 Y:24 K:0



RGB R:250 G:205 B:145
CMYK C:0 M:25 Y:46 K:0



RGB R:177 G:215 B:160
CMYK C:36 M:0 Y:46 K:0



RGB R:89 G:87 B:87
CMYK C:0 M:0 Y:0 K:80



予防・健康づくり
推進優良組合



RGB R:181 G:181 B:182
CMYK C:0 M:0 Y:0 K:40



RGB R:89 G:87 B:87
CMYK C:0 M:0 Y:0 K:80

余白規定

マークの視認性を確保するため、以下の基準を参考に周囲に十分な余白を設けてください。



最小サイズ

マークの視認性を維持するため、以下の設定を最小サイズと定め、これよりも小さくなることは避けてください。

■マークサイズ

プリント：16 mm
デジタル：45px



予防・健康づくり
推進優良組合

プリント：24 mm
デジタル：67px

予防・健康づくり
推進優良組合

■余白を含むサイズ

プリント：19.5 mm
デジタル：56px



予防・健康づくり
推進優良組合

プリント：25 mm
デジタル：71px

予防・健康づくり
推進優良組合

禁止事項 背景色の明暗バランス

マークの視認性を確保するため、背景に対して適切なコントラストを保てるよう下図を参考に使用してください。



※斜線をのせた組み合わせは、シンボルマークの視認性を十分に確保できないため推奨しません。

背景が暗い場合はワードマークを白色に変更してご使用ください。

禁止事項 その他

認定マークのデザインを変更して使用することはできません。以下の禁止事項を参考に誤用を避けてください。



予防・健康づくり
推進優良組合

平体をかけないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

長体をかけないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

斜体をかけないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

周辺に図形を配置しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

本ガイドにないカラーを使用しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

縁取りをしないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

文字間を変更しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

影をつけないでください



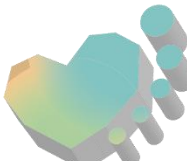
予防・健康づくり
推進優良組合

配置関係を変更しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

ワードマークの書体などを変更しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

立体化しないでください



ACTIVE!!
予防・健康づくり
推進優良組合

マークの周囲に語句を付け足さないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

コントラストの弱い表示はしないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

視認性を妨げるパターンを
背景に使用しないでください



予防・健康づくり
推進優良組合

複雑な写真やイラストレーションを
背景に使用しないでください

様式第 1

発 第 号
令和 年 月 日

殿

厚生労働大臣 ●●●● 印

予防・健康づくり推進優良組合認定通知書について

●●年度後期高齢者支援金の加算・減算制度において、予防・健康づくり推進優良組合厚生労働大臣認定・表彰制度に定める基準に適合することが確認され、予防・健康づくり推進優良組合に認定しましたので別添のとおり通知します。

本認定の有効期間は、令和 年 月 日（本通知書の発出日から起算して翌年度の3月末日）です。

(様式第1別添)

予防・健康づくり推進優良組合

厚生労働大臣表彰 認定証

予防・健康づくり推進優良組合認定証

●●組合 殿

貴組合は加入者の予防・健康づくりに積極的に貢献され、その取組が認められました

よって、ここに●●年度

予防・健康づくり優良推進組合

として認定します



令和●●年●●月●●日

厚生労働大臣 ●●●●